

令和2年4月9日

区立子ども園に在籍する児童の保護者の皆様へ

新宿区子ども家庭部
保育課長 加藤 知尚

区立子ども園(幼稚園機能)の休業について

日頃から、新宿区の保育・教育行政にご理解、ご協力くださりまして、誠にありがとうございます。

政府は、令和2年4月7日付けで、新型コロナウイルス感染症について、「国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるもの」として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言を発出しました。これにより、新宿区を含む東京都が、緊急事態措置の対象地域として指定されたところです。

こうした状況を受け、4月13日(月)から5月6日(水)までの間、区立子ども園(幼稚園機能)については、預かり保育も含め、休業とします。

保護者の皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

医療従事者など、ご家庭での保育が特に困難な場合はご相談ください。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況により、休業期間を延長することがあります。その場合は改めてお知らせします。

(問合せ先)

新宿区子ども家庭部保育課

入園・認定係 TEL 03-5273-4527

運営係 TEL 03-5273-4525

FAX 03-3209-2795

(FAX番号両係共通)